

## 6 公金の不適切な処理

### 事例

A主任は、カードローンや税金の支払い、生活費への充当など、私的に使用する目的で、学校代表口座に振り込まれた保護者からの集金を複数回にわたり不正に引き落とすなど、約270万円を横領した。

学校では、教材費、共同購入費、修学旅行積立金、卒業準備金を保護者から集金していた。これらは、本来であれば、学校代表口座に入金され、その後、事務職員がそれぞれの会計項目ごとの通帳に資金移動を行うことになっていたが、A主任は、その資金移動の際に横領を行っていた。

また、職員の給食費や、現金集金の一部も、所定の通帳に入金することなく、横領していた。

年度末に業者から学校に未払いの知らせがあったことで、本案件が発覚した。

### 【A主任の考え】

横領に当たることは認識していたが、実家の両親を助けたい思いで、事業の運転資金や固定資産税をローンで支払い、その返済に充てるため横領していた。「やめようという思いには至らなかったが、学校事務職員として一番してはいけないことをしてしまった。取り返しのつかないことをしてしまった。申し訳ない。」と話していた。



### 【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○この事案を未然に防ぐために、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

○公金の適切な取扱いのために、あなたはどのようなことを心掛けていこうと思いますか。

## 【公金の適切な取扱いに向けたチェックシート】

公金や準公金の経理においては、帳簿や通帳を作成し、記帳・整理するとともに、領収書等の保管・整理を適切に行うなど、厳密に管理しているか。	
学校で徴収した現金の取扱いや管理方法について、規程の内容を理解しているか。	
公金や準公金の経理においては、担当者任せにせず、複数の目で確認を行っているか。	
当該年度の収支終了後には、速やかに決算書を作成し、管理職の点検を受け、保護者に報告し、必要がある場合は返金の処理を適切に行っているか。	

## 【その他の事例】

B教諭は、学校で集金した学年費や生徒会費を事務長から預かったが、校内規程に反して、通帳に入金せずに現金のまま職員室の机の中で保管していた。その後、私物を購入する際に持ち合わせがなかったため、後で埋め合わせれば問題ないだろうと、物品の支払いに何度かこの現金を流用した。決算時期に、通帳等の確認を行うために提出を求めたところ、通帳への記帳がないことや、金額の収支が合わず領収書がなかったため、公金の不正流用が発覚した。

C教諭は、約1年間、部活動指導計画書に記載された週休日及び休日の練習計画に沿い、見込みで部活動手当の申請書を作成し、各月の初めに提出していた。実際には活動をしなかった日もあり、事後の訂正が必要だったがその処理を怠り、申請した分の部活動手当を不適正に受給していた。

D事務長は、およそ1年間の学校給食会への支払い約150万円分を怠った。また、立替払いを行ったことや前年度の給食費に関する帳簿を紛失したことが明らかになった。

## ※参考

### 【栃木県教職員懲戒処分の基準】

#### 2 公の財産取扱い関係

##### (1) 横領・窃取・詐取

公金又は物品（以下「公金等」という。）を横領し、窃取し又は人を欺いて公金等を交付させた教職員は、**免職**とする。

##### (2) 紛失

公金等を紛失した教職員は、**戒告**とする。

##### (3) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員は、**戒告**とする。

(6) 給与等の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して給与等を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した教職員は、**減給又は戒告**とする。

(7) 公金等処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員は、**減給又は戒告**とする。

## 【主な関連法規】

### 刑法

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

- 2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。